

地域の会第167回定例会 資料

平成29年5月10日
原子力規制委員会
原子力規制庁

資料1：前回定例会（4月12日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：委員ご質問への回答

前回定例会（4月12日）以降の原子力規制庁の動き

平成29年5月10日

柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

4月12日 第2回定例会

- ・「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」の成立及び今後の対応について

4月19日 第5回定例会

- ・原子力の安全に関する条約第7回検討会合の結果概要

4月26日 第6回定例会

- ・特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について

5月10日 第7回定例会

- ・平成28年度第4四半期の保安検査の実施状況等について

【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

4月12日 ・地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(102)

- ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(559)

4月13日 ・第460回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
(指摘事項に対する回答)

4月14日 ・新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について

- ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(560)

4月17日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(561)

4月18日 ・地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(103)

- ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(562)

4月19日 ・新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換(140)

- ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(563)

4月20日 ・第461回原子力発電所の新規性基準適合性に係る審査会合
(柏崎刈羽原子力発電所6・7号機の審査の進め方について)

- ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(564)

- ・新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換(141)

4月25日 ・地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(104)

- ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(565)

【規制法令及び通達に係る文書】

4月12日 ・東京電力ホールディングス(株)から志賀原子力発電所2号炉の原子

- 炉建屋内に雨水が流入した事象に係る対応について報告を受領
- 4月18日 ・ 柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請書を受理
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置許可に係る工事計画変更届出を受理（個体廃棄物処理系の固化装置の変更に伴う工事）
- 4月26日 ・ 柏崎刈羽原子力発電所に係る溶接安全管理審査の結果及び評価結果を通知
- 4月28日 ・ 柏崎刈羽原子力発電所の防災訓練実施結果報告書を受理

【被規制者との面談】

- 4月12日 ・ 原子炉建屋内への雨水流入に係る東京電力ホールディングス（株）の対応について
- 4月14日 ・ 柏崎刈羽原子力発電所の事業者防災訓練の意見交換
- 4月17日 ・ 柏崎刈羽原子力発電所の新規制基準適合性審査の対応について
- 4月18日 ・ 検査制度見直しに関する事業者との面談
- 4月25日 ・ 電磁作動弁の動作遅れ及びタービン動翼取付部の点検に係る東京電力ホールディングス（株）の対応について
- 4月28日 ・ 柏崎刈羽原子力発電所2号機の原子炉補器冷却水系配管サポート部分の損傷に係る東京電力ホールディングス（株）の対応について

【その他】

- 4月18日 ・ 原子力規制委員会委員長・委員の国会同意人事について

【放射線モニタリング情報】

原子力規制委員会は、放射線モニタリング情報を「原子力規制委員会ホームページ」（<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/>）にて発表している。

直近の主な更新情報は下記のとおり。

- ① 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1m高さの空間線量
<平成29年5月10日版>（平成29年5月9日測定分）
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/13000/12045/24/192_20170509_20170510.pdf
- ② 福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射能濃度
<平成29年5月10日版>（試料採取日：平成29年5月8日）
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/13000/12046/24/278_1_20170510.pdf

以上

委員ご質問への回答

質問①

原子炉等規制法改正案が可決されました。

改正案の柱のひとつが原発の検査制度の見直しとのことですが検査制度はどのようになったのですか。

改正された法律に基づき、平成 32 年 4 月までに、原子力規制委員会が事業者の保安活動全般を、常時チェックできる仕組みを導入する予定です。新たな検査制度では、

- ・ 「いつでも」「どこでも」「何にでも」、規制委員会のチェックが行き届く仕組みとし、
- ・ 発電所ごとに保安活動の水準を総合的に評定して、それを次の検査に反映させる

ことにより、事業者が主体的に安全確保に取り組むことを促す制度とすることを狙いとしています。

この際、原子力施設の基準適合性の確認は、事業者自らの検査義務として法定した上で、その実施状況を原子力規制委員会が「原子力規制検査」として現場への立会いなども行いながらチェックし、現在より原子力規制委員会が実施する検査の総時間数は増加しつつ、安全確保上重要な事項に、より注力して確認を行うようにします。

また、原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果を踏まえ、安全上の重要性の視点で事業者の取組について評価し、その評定を次の検査に反映させるとしています。これにより懸念事項を重点的に改善するとともに、良好な取組を促し、事業者による主体的かつ継続的な安全性向上への取組が行われ、より高い安全水準が実現されていくものと考えています。

新たな検査手法に事業者が適切に対応できるよう、3 年以内の施行期間を設定し、十分な準備ができるように時間的余裕を取っているところであり、原子力規制委員会では、この間に検査項目等の詳細を示した規則やガイドラインを作成、公開し、また、実際の原子力施設で試運用を行うなど、効果的な施行が可能となるよう準備を行っていく予定です。